

## ★ News 『平成 24 年度税制改正大綱』と税制抜本改革の動向



昨年 12 月閣議決定された『平成 24 年度税制改正大綱』を踏まえ、1 月 6 日には消費税率引き上げを含む民主党の【社会保障・税一体改革】に伴う税制抜本改革の素案が閣議決定されました。与野党協議を経て、1 月 24 日招集予定の第 180 通常国会に税制改正関連法案が提出されることとなります。

## ■ 『平成 24 年(2012 年)度税制改正大綱』概要 → 関連法案 → 国会審議へ → ?

## 【所得税】

- ・給与所得控除の上限設定…給与収入 1500 万円超は一律 245 万円 (平成 25 年分～適用)
- ・役員として勤続 5 年以下の法人役員退職金…退職所得控除後の 1/2 とする措置の廃止 (同上)

## 【資産税】

- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の、贈与税の非課税措置 (平成 24. 1. 1 贈与～)

## 【法人税】

- ・交際費等の損金不算入制度の適用期限延長 ・中小企業投資促進税制の適用期限の延長と対象資産追加 ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限延長

## 【国際課税】

- ・「国外財産調書制度」の創設 (国外財産 5000 万円超の居住者は 3 月 15 日迄に税務署に調書提出)

## ■ 『社会保障・税一体改革／政府素案』税制部分 → 与野党協議 → 関連法案 → 国会審議へ → ?

## 【消費税】・消費税率の引き上げ…現行税率 5% → 平成 26 年 4 月～8%、平成 27 年 10 月～10%

## 【所得税】

- ・最高税率区分の新設…課税所得 5000 万円超に税率 45% (平成 27 年分所得税から適用)

## 【相続税】

- ・最高税率の引き上げ…課税対象資産 6 億円超に税率 55% (現行は 3 億円超 50% が最高)

- ・基礎控除の縮小…基礎控除「定額控除 3000 万円 + [600 万円 × 法定相続人数]」

(現行は、基礎控除「定額控除 5000 万円 + [1000 万円 × 法定相続人数]」)

## ■ 『平成 23 年度税制改正』で決定している&lt;法人税関係&gt;の適用時期

## ○平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から

- ・法人実効税率の 5% 引き下げ
- ・中小法人に対する軽減税率の引き下げ (18% → 15%。平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度まで)

※但し、復興特別法人税として各事業年度の法人税額に 10% を上乗せ (平成 26 年度まで)

## ★ Text 出版テキスト・新刊のご案内

- ・「社会福祉法人新会計基準—新会計基準の要点と移行の実務」(田中育雄・吉野縫子共著 ¥1000+税)
- ・「社会福祉法人新会計基準—就労支援施設での方法と実践」(田中育雄・吉野縫子共著 ¥1600+税)

♪ 本年もよろしくお願ひ申し上げます。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanaka-kaikei.co.jp/>